

都市構造再編集集中支援事業（地域生活基盤施設）ふるさと人物館跡地の広場の運用基準

1 目的

この基準は、都市再生整備計画（柏崎中央・比角地区）に基づき整備した「ふるさと人物館跡地の広場」（以下「本広場」という。）の良好な立地環境を生かし、祭りなどの特別なイベントはもとより、日常の生活においてもにぎわいを創出し、歩いて楽しいまちなかを実現するため、本広場の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 運用の原則

本広場同地は、古くは大正4（1915）年に市立の初代となる図書館が新築されて以来、柏崎ふるさと人物館が平成29（2017）年度末に閉館するまで、多くの市民に親しまれてきた場所で、更には、史跡等に囲まれ、残る松の木からも往時をしのぶことのできる歴史的空間であり、市街地の中にあって市民憩いの環境にある。また、近隣に小学校や保育園があることを踏まえ、隣接するポケットパークと一体化した舗装整備を行っており、本広場は、安全な歩行者空間の機能を備えた、住民の交流など自由な使用の場であることを原則とする。ただし、次に掲げる一般的事項は遵守しなければならない。

- ① 施設内を損傷し、又は汚損しないこと。
- ② 動植物及び土石類を採取し、又は汚損しないこと。
- ③ みだりに火気を使用しないこと。
- ④ 広告物又はこれを類するものを表示し、散布しないこと。
- ⑤ 公の秩序を乱し、他の使用者等に迷惑を及ぼす行為、又は危険な行為をしないこと。

3 使用の手続

本広場は、市街地にも海にも近いロケーションにあり、えんま市やぎおん柏崎まつり等、本市の代表的なイベントにも活用できるよう、構造物をできるだけ配置せず、広い舗装広場として整備している。

そのため、多用途な使用が期待できるが、使用の公平性を確保するため、一部又は全部を占有する場合等は、使用の手続を行うものとする。

なお、使用の手続を必要とする行為の一般的な例を以下に示すが、公衆の使用に特に支障を及ぼさないと認める場合に限り、使用ができるものとする。

- ① 業として写真又は映画等を撮影すること。
- ② 興行を行うこと。
- ③ 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- ④ 集会その他これらに類する催しをするため、広場内の一部又は全部を独占して使用すること。

⑤ 前各号に掲げるもののほか管理上支障があると認められる行為をすること。

4 運用管理

本広場は、柏崎市教育委員会博物館が所管し、前項の使用の手続の窓口とする。

5 本広場の概要

As 舗装 1,295 m²（災害時等での緊急車両進入のための乗入れ及び一部色分け舗装）、
LED 照明 3 基、水飲み 1 基、ベンチ（据置式）4 基

6 その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 7（2025）年 6 月 3 日決裁）

この基準は、令和 7（2025）年 6 月 4 日から施行する。